兵庫県保育士等キャリアアップ研修事業実施要綱

二 第 2069 号
 令和 2年 3月 2日
 一部改正 令和 2年 7月 6日
 一部改正 令和 4年 3月 25日
 一部改正 令和 5年 2月 20日
 一部改正 令和 7年 8月 1日

1 趣旨・目的

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日雇児保発 0401 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知「保育士等キャリアアップ研修の実施について」別紙「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に基づく保育士等キャリアアップ研修(以下「研修」という。)の実施に係る必要な事項を定めるものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は、兵庫県(以下「県」という。)及び県が指定する研修実施機関(以下「指定研修実施機関」という。)とする。

3 研修実施機関の指定手続き

県が研修実施機関の指定を行う際の手続きは、別に定める「兵庫県保育士等キャリアアップ研修に係る指定要領(以下「指定要領」という。)」によるものとする。

4 保育所及び地域型保育事業所(以下「保育所等」という。)が企画・実施する園内 研修(以下「園内研修(保育所等)」という。)の確認手続き

ガイドライン 7 (6)及び「兵庫県における処遇改善等加算 II に係る研修修了要件取扱要領」(令和 4 年 10 月 12 日付けこ第 1505 号。) 1 (2) に規定する県による確認に係る取り扱いは、別に定めるものとする。

5 研修内容等

(1) 研修分野及び対象者

研修は、専門分野別研修、マネジメント研修及び保育実践研修のいずれかの分野とし、それぞれの研修の対象者は次のとおりとする。

ア 専門分野別研修(①乳児保育、②幼児教育、③障害児保育、④食育・アレルギー対応、⑤保健衛生・安全対策、⑥保護者支援・子育て支援)

保育所等(子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業をいう。以下同じ。)の保育現場において、それぞれの専門分野に関してリーダー的な役割を担う者(当該役割を担うことが見込まれる者を含む。)

イ マネジメント研修

アの分野におけるリーダー的な役割を担う者としての経験があり、主任保育士

の下でミドルリーダーの役割を担う者(当該役割を担うことが見込まれる者を含む。)

ウ保育実践研修

保育所等の保育現場における実習経験の少ない者(保育士試験合格者等)又は 長期間、保育所等の保育現場で保育を行っていない者(潜在保育士等)

(2) 研修内容

研修内容は、別添1「分野別リーダー研修の内容」のとおりとし、「ねらい」欄及び「内容」欄に掲げる内容を満たしたものでなければならない。

(3) 研修時間

研修時間は、1分野15時間以上とする。

(4)講師

研修の講師は、指定保育士養成施設の教員又は研修内容に関して十分な知識及 び経験を有すると県知事が認める者とし、別に定める講師選定基準を満たす者であ ること。

(5) 実施方法

研修の実施にあたっては、講義形式のほか、演習やグループ討議等を組み合わせることにより、より円滑、かつ、主体的に受講者が知識や技能を修得できるよう、工夫すること。また、県は、以下の要件を満たす場合においてeラーニングによる研修の実施を求めることができる。

- 集合研修と同等の質が担保されていること
- 受講確認のための不正防止対策及びなりすまし対策を講じていること

(6) 実施場所

研修は兵庫県内で実施すること。ただし、e ラーニングによる研修を実施する場合は、この限りではない。

6 研修修了の評価

研修修了の評価については、研修修了者の質の確保を図る観点から、適正に行われる必要があり、15時間以上の研修(別添1の「ねらい」欄及び「内容」欄に掲げる内容を満たしたものに限る。以下、本項において同じ。)を全て受講していることを確認するとともに、研修の受講後にレポートを提出させるなど、各受講者の研修内容に関する知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得の認識を確認するものとする。

受講者が提出するレポートには、研修で学んだことや理解したこと、自らが担うこととなる保育内容と関連づけ、今後、役に立つこと等を記載することを想定しており、レポート自体に理解度の評価(判定)を行って、修了の可否を決定することまでは想定していないことに留意すること。

なお、研修の受講において、県又は指定研修実施機関の指示に従わないなど、 受講者の態度が不適切な者や研修内容の理解を著しく欠いている者等については、 修了の評価を行わないことができるものとする。

また、研修修了の評価については、単一の年度内に、上記の内容全てを満たした者に対し行うことを基本とするが、単一の年度内に15時間以上の研修を受講でき

なかった者について、不足する時間数を、次年度以降に同等の研修を受講させること又は他の実施主体が実施する同等の研修を受講させることにより、15 時間以上の研修を全て受講し、研修内容に関する知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得の認識を確認できた場合は、修了の評価を行うことができるものとする。

7 研修修了の情報管理等

(1) 修了証の交付

県及び指定研修実施機関は、以下により、研修修了者に対し、様式第1号による修了証を交付するものとする。

なお、虚偽又は不正の事実に基づいて修了証の交付を受けた場合等においては、 研修の修了を取り消すことができる。

ア 県が交付する場合

(ア) 交付の対象者

- ・ 県が実施する研修のみを受講した修了者
- ・ 県が実施する研修及び指定研修実施機関が実施する研修を組み合わせて受講 した修了者
- ・ 複数の指定研修実施機関が実施する研修を組み合わせて受講した修了者
- ・ 4に規定する別の定めにより研修時間の短縮を県に確認された園内研修(保育所等)を修了し、かつ、県が実施する研修または指定研修実施機関が実施する研修を組み合わせて受講し、所定の研修時間を修了した者

(イ) 交付の方法

修了者は、修了証交付申請書(様式第2号)に必要書類を添えて県へ提出する こととする。

県は、上記申請書の提出があった場合に、受講時間数等を確認の上、修了証を 交付することとする。

イ 指定研修実施機関が交付する場合

(ア) 交付の対象者

自機関が実施する研修のみを受講した修了者

(イ) 交付の方法

指定要領の3(3)に基づき交付するものとする。

なお、具体的な交付方法(申請の要否等)は各機関で定めるものとする。

(2) 修了証番号

修了証に記載する修了証番号については、「都道府県番号(兵庫県:28)-修了証の発行年(2桁(西暦の下2桁))-研修指定番号(3桁)(※)-通し番号(5桁)」の12桁とする。

- ※ 研修指定番号は、研修実施機関の番号(2桁)(指定時に県で決定し、通知する)と研修種別番号(1桁)の3桁の番号とする。なお、「研修種別番号」は別添2のとおりとする。
 - (例) 令和4年(2022年) に研修実施機関の番号が「10」の機関が実施する乳 児保育の研修を修了した者の最初の修了書番号:282210100001

(3) 修了証の効力

修了証については、兵庫県以外の都道府県においても効力を有する。

(4) 修了証の再交付

県及び指定研修実施機関は、様式第3号により研修修了者の氏名の変更や修了 証の紛失等の申し出があった際は、修了証の再発行を行うものとする。

(5) 一部受講証明書等の交付

県及び指定研修実施機関は、単一の年度内に 15 時間の研修全てを受講できなかった者(以下、「一部受講者」という。)に対し、以下の内容を記載した証明書等(様式は問わない。以下、「一部受講証明書等」という。)を交付するものとする。

なお、虚偽又は不正の事実に基づいて一部受講証明書等の交付を受けた場合等においては、研修の修了を取り消すことができる。

- 勤務先施設名、勤務先施設所在市町村名
- 受講者氏名、生年月日
- ・ 受講者の保育士登録番号(保育士資格を有する場合のみ)
- 受講年月日、受講会場、研修名称
- 受講分野
- 受講した内容(別添1の内容欄①~⑤の項目)
- 受講時間数
- 研修実施機関の名称

(6) 研修修了者等の情報管理

ア 研修修了者名簿の作成

県及び指定研修実施機関は、受講希望者からの申し込みの際、①保育士登録番号(保育士資格を有しない場合は、幼稚園教諭免許状番号、栄養士名簿登録番号、調理師名簿登録番号、看護師免許登録番号等。ただし必須とはしない。)、②氏名・生年月日・住所、③勤務先施設の名称・所在市町村名(現に保育所等に勤務している者に限る。)、④職種を把握し、研修修了後には、①から④までの情報に加え、⑤修了した研修分野、⑥修了証番号、⑦修了年月日を記載した研修修了者名簿を作成する。

なお、県は、指定研修実施機関に対して、指定要領に基づく研修修了者名簿の 提出を求めるものとする。

イ 受講者リスト(一部受講者用)の作成

指定研修実施機関は、一部受講者について、アの①から④までの情報に加え、 ⑤受講した研修分野、⑥受講した研修分野における受講項目(別添1内容欄の① ~⑤)、⑦受講時間数を記載した受講者リストを作成する。

県は、指定研修実施機関に対して、指定要領に基づく受講者リストの提出を求めるものとする。

ウ 情報の取扱い

本研修を実施する上で知り得た個人情報の取扱いについては、十分に留意しなければならないこと。

なお、研修修了者が、受講した研修が実施された会場の所在する都道府県以外の都道府県で勤務する場合、都道府県間で研修修了者の情報を共有することにより、当該情報の確認が円滑となることから、県及び指定研修実施機関は、県が他の都道府県及び市町村にアで定める①から⑦までの情報及びイで定める⑤から⑦までの情報を提供することについて、受講の申し込み時において、本人から同意を得るものとする。

また、研修修了者は、修了証の交付を受けた後に、アで定める②及び③の情報 (氏名を除く)に変更が生じた場合は、県に対し、様式第4号により届け出ることとし、県は、当該届出に基づき、アの修了者名簿の更新を行うものとする。

8 その他

- ① 県が研修を実施する場合、県が適当と認める団体に研修の全部又は一部を委託することができるものとし、指定研修実施機関が研修を実施する場合、適切に研修を 実施し、研修修了の評価を行うことができる範囲において、研修の一部を委託する ことができるものとする。
- ② 県は、指定又は委託を行う場合、研修を実施しようとする者について、次の点に 留意するものとする。
 - ・ 事業を適正かつ円滑に実施するために必要な能力及び研修の実施に必要な財 政的基盤を有していること。
 - ・ 研修事業の経理が他の経理と区分され、事業の収支を明らかにする書類を整備することができること。
- ③ 県及び指定研修実施機関は、研修の実施にあたっては、研修の開催日、時間帯及 び会場について、受講希望者が受講しやすいよう配慮するものとする。
- ④ 県及び指定研修実施機関は、研修の定員に5(1)に定める研修の対象者の受講 希望者の数が満たない場合、当該対象者以外の者に研修を受講させることができる ものとする。
- ⑤ 県は、委託又は指定を行った研修について、ホームページへの掲載等により、保 育所等及び研修の対象者に周知を行うこととする。

なお、このため指定研修実施機関は、県が求める情報の提供に協力すること。

分野別リーダー研修の内容

分野	ねらい	内容	具体的な研修内容 (例)
乳児保育 (主に0歳から3 歳未満児向けの保	乳児保育に関する 理解を深め、適切な 環境を構成し、個々	①乳児保育の意義	・乳児保育の役割と機能 ・乳児保育の現状と課題
育内容)	の子どもの発達の 状態に応じた保育 を行う力を養い、他 の保育士等に乳児 保育に関する適切	②乳児保育の環境	・乳児保育における安全な環境 ・乳児保育における個々の発達を促す生 活と遊びの環境 ・他職種との協働
	な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。	③乳児への適切な関わり	・乳児保育における配慮事項 ・乳児保育における保育者の関わり ・乳児保育における生活習慣の援助や関 わり
		④乳児の発達に応じた保 育内容	・保育所保育指針について ・乳児の発達と保育内容 ・1歳以上3歳未満児の発達と保育内容
		⑤乳児保育の指導計画、記 録及び評価	・全体的な計画に基づく指導計画の作成 ・観察を通しての記録及び評価 ・評価の理解及び取組
幼児教育 (主に3歳以上児 向けの保育内容)	幼児教育に関する 理解を深め、適切な 環境を構成し、個々 の子どもの発達の	①幼児教育の意義	・幼児教育の役割と機能・幼児教育の現状と課題・幼児教育と児童福祉の関連性
	状態に応じた幼児 教育を行う力を養い、他の保育士等に 幼児教育に関する 適切な助言及び指	②幼児教育の環境	・幼児期にふさわしい生活 ・遊びを通しての総合的な指導 ・一人一人の発達の特性に応じた指導 ・他職種との協働
	導ができるよう、実 践的な能力を身に 付ける。	③幼児の発達に応じた保 育内容	・保育所保育指針について ・資質と能力を育むための保育内容 ・個々の子どもの発達の状況に応じた幼 児教育
		④幼児教育の指導計画、記 録及び評価	・全体的な計画に基づく指導計画の作成 ・観察を通しての記録及び評価 ・評価の理解及び取組
		⑤小学校との接続	・小学校教育との接続・アプローチカリキュラムとスタートカリキュラムの理解・保育所児童保育要録

分野	ねらい	内容	具体的な研修内容(例)
障害児保育	・ 障害児保育に関す る理解を深め、適切 な障害児保育を計画 し、個々の子どもの 発達の状態に応じた	①障害の理解	・障害のある子どもの理解 ・医療的ケア児の理解 ・合理的配慮に関する理解 ・障害児保育に関する現状と課題
	定達の状態に応じた 定言児保育を行う力 を養い、他の保育士 等に障害児保育に関 する適切な助言及び 指導ができるよう、 実践的な能力を身に 付ける。	②障害児保育の環境	・障害児保育における個々の発達を促す 生活と遊びの環境 ・障害のある子どもと保育者との関わり ・障害のある子どもと他の子どもとの 関わり ・他職種との協働
		③障害児の発達の援助	・障害のある子どもの発達と援助
		④家庭及び関係機関との 連携	・保護者や家族に対する理解と支援 ・地域の専門機関等との連携及び個別の 支援計画の作成 ・小学校等との連携
		⑤障害児保育の指導計画、 記録及び評価	・全体的な計画に基づく指導計画の作成と観察・記録・個別指導計画作成の留意点・障害児保育の評価
食育・アレルギー対応	・食育に関する理解を深め、適切に食育計画の作成と活用ができる力を養う。・アレルギー対応に	①栄養に関する基礎知識	・栄養の基本的概念と栄養素の種類と 機能・食事摂取基準と献立作成・調理の基本・衛生管理の理解と対応
	関する理解を深め、 適切にアレルギー 対応を行うことが できる力を養う。 ・他の保育士等に食 育・アレルギー対応	②食育計画の作成と活用	・食育の理解と計画及び評価 ・食育のための環境(他職種との協働等) ・食生活指導及び食を通した保護者への 支援 ・第三次食育推進基本計画
	に関する適切な助 言及び指導ができ るよう、実践的な能	③アレルギー疾患の理解	・アレルギー疾患の理解・食物アレルギーのある子どもへの対応
	力を身に付ける。	④保育所における食事の 提供ガイドライン	・保育所における食事の提供ガイドラインの理解 ・食事の提供における質の向上
		⑤保育所におけるアレル ギー対応ガイドライン	・保育所におけるアレルギー対応ガイドラインの理解・アナフィラキシーショック (エピペンの使用方法を含む。)の理解と対応

分野	ねらい	内容	具体的な研修内容 (例)
保健衛生・安全対策	 保健衛生に関する 理解を深め、適切に 保健計画の作成と活 用ができる力を養 う。 安全対策に関する 	①保健計画の作成と活用	・子どもの発育・発達の理解と保健計画 の作成 ・保健活動の記録と評価 ・個別的な配慮を必要とする子どもへの 対応(慢性疾患等)
	理解を深め、適切な 対策を講じることが できる力を養う。 ・他の保育士等に保 健衛生・安全対策に 関する適切な助言及 び指導ができるよ	②事故防止及び健康安全 管理	・事故防止及び健康安全管理に関する組織的取組・体調不良や傷害が発生した場合の対応・救急処置及び救急蘇生法の習得・災害への備えと危機管理・他職種との協働
	う、実践的な能力を身に付ける。	③保育所における感染症 対策ガイドライン	・保育所における感染症対策ガイドラインの理解 ・保育所における感染症の対策と登園時の対応
		④保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドライン	・保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドラインの理解・保育所における血液を介して感染する感染症の対策と対応
		⑤教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン	・教育・保育施設等における事故防止及 び事故発生時の対応のためのガイドラ インの理解 ・安全な環境づくりと安全の確認方法
保護者支援・子育て支援	・保護者支援・子育 て支援に関する理 解を深め、適切な支 援を行うことがで きる力を養い、他の	①保護者支援・子育て支援 の意義	・保護者支援・子育て支援の役割と機能 ・保護者支援・子育て支援の現状と課題 ・保育所の特性を活かした支援 ・保護者の養育力の向上につながる支援
	保育士等に保護者 支援・子育て支援に 関する適切な助言 及び指導ができる	②保護者に対する相談援助	・保護者に対する相談援助の方法と技術 ・保護者に対する相談援助の計画、記録 及び評価
	よう、実践的な能力 を身に付ける。	③地域における子育て支援	・社会資源・地域の子育て家庭への支援・保護者支援における面接技法
		④虐待予防	・虐待の予防と対応等 ・虐待の事例分析
		⑤関係機関との連携、地域 資源の活用	・保護者支援・子育て支援における専門職及び関係機関との連携・保護者支援・子育て支援における地域資源の活用・「子どもの貧困」に関する対応

分野	ねらい	内容	具体的な研修内容 (例)
マネジメント	・ 主任保育士の下で ミドルリーダーの役 割を担う立場に求め られる役割と知識を 理解し、自園の円滑 な運営と保育の質を 高めるために必要な	①マネジメントの理解	・組織マネジメントの理解 ・保育所におけるマネジメントの現状と 課題 ・関係法令、制度及び保育指針等につい ての理解 ・他専門機関との連携・協働
	マネジメント・リー ダーシップの能力を 身に付ける。	②リーダーシップ	・保育所におけるリーダーシップの理解・職員への助言・指導・他職種との協働
		③組織目標の設定	組織における課題の抽出及び解決策の 検討組織目標の設定と進捗管理
		④人材育成	・職員の資質向上 ・施設内研修の考え方と実践 ・保育実習への対応
		⑤働きやすい環境づくり	・雇用管理・ICTの活用・職員のメンタルヘルス対策

分野	ねらい	内容	具体的な研修内容(例)
保育実践	・ 子どもに対する理 解を深め、保育者が 主体的に様々な遊	①保育における環境構成	・子どもの感性を養うための環境構成と 保育の展開
	びと環境を通じた 保育の展開を行う ために必要な能力	②子どもとの関わり方	・子どもの発達に応じた援助方法に関す る実践方法
	を身に付ける。	③身体を使った遊び	・身体を使った遊びに関する実践方法
		④言葉・音楽を使った遊び	・言葉・音楽を使った遊びに関する実践 方法
		⑤物を使った遊び	・物を使った遊びに関する実践方法

^{※ 「}具体的な研修内容(例)」については、「内容」欄の研修事項として考えられる具体的な例であり、研修事項に即した内容であれば、これに限定されるものではない。

研修種別番号

1	乳児保育
2	幼児教育
3	障害児保育
4	食育・アレルギー対応
5	保健衛生・安全対策
6	保護者支援・子育て支援
7	マネジメント
8	保育実践